

滝沢市産業分野地域おこし協力隊員募集要項

1 募集背景

滝沢市は岩手県の県庁所在地「盛岡市」に隣接する人口約5万5千人のまちです。市の北西に秀峰岩手山を望み、酪農・農業の基盤となる雄大な自然と、第3次産業を中心とした盛岡市のベッドタウンとして発展してきた都市とが同居するまちです。市内には岩手県立大学や盛岡大学といった高等教育機関が集積し、県内最大の学園都市としての機能があり、人口に対する若い世代の比率が比較的高くなっています。

しかしながら、安定的に若者の転入がある一方で、進学、卒業、就職といった機会に滝沢市を転出する数は多く、若者の地域定着が課題となっています。その課題に対応すべく、若者の雇用の場の創出の為、「滝沢市IPUイノベーションセンター」を岩手県、岩手県立大学、滝沢市の3者で平成21年に整備し、現在では首都圏企業を中心にIT関連企業が立地し、雇用の場として貢献しています。

今後はこの地域を“岩手県内一のIT産業集積地”とするべく、これに関わる人材を首都圏等から積極的に呼び込み、市の産業の発展を目指すほか、市の伝統文化及び観光の発信を担うとともに、定住による地域コミュニティとの共創、地域力強化を図るため、一緒に行動していただける、滝沢市地域おこし協力隊員を募集します。

2 テーマ概要

(1) IT新価値創造隊（産業振興分野）

滝沢市IPUイノベーションセンターを活動の拠点として、次の項目に関する活動に取り組んで頂きます。

- ・岩手県立大学前へのICT関連産業の集積につながる活動
- ・滝沢市内の小中学生へのIT教育の企画、運営
- ・滝沢市内の企業の生産性向上に関する活動
- ・滝沢市内でのITに関わる起業家の育成

IT新価値創造隊

滝沢市IPUイノベーションパークは、岩手県立大学が立地している利点を活かし、人材の確保や産学官連携の推進を目的に多数の企業が立地しております。

今後は市民・大学・学生・企業の連携を深め、お互いの協力によるイノベーションの創出に向けた活動が必要であり、このイノベーション創出を目的として、イノベーションセンターをハブとした活動を継続して取り組むことが求められております。

そこで、本テーマに取り組む地域おこし協力隊員には、地域の企業や人と人のコーディネーターとして、岩手県・滝沢市（Iwate・Takizawa）の魅力やポテンシャルを活かし、地域を巻き込んだ滝沢発の新しいビジネス・取組・事業・製品等の「Made in Takizawa」の創出に資する活動について取り組んでいただきます。

(2) 滝沢魅力発見隊（観光PR分野）

滝沢市役所又は市が指定する場所を拠点として、次の項目に関する活動に取り組んで頂きます。

- ・滝沢市の暮らしの魅力発掘、取材並びにSNSなどによる情報発信

- ・企業誘致又は移住に資する交流人口創造に関するイベント等の企画

滝沢魅力発見隊

滝沢市の魅力やポテンシャルをPRし滝沢ファンの増加をめざします。滝沢市は周辺市町村を全国的にも知名度がある、雫石町、八幡平市、盛岡市に囲まれているなか、滝沢は”観光”分野においては弱く、総合的な情報発信力が低い事が現状です。

そこで、本テーマに取り組む地域おこし協力隊員には地域のコーディネーターとして、IT新価値創造隊員と協力しITを活かした地域の発信力強化・PR力強化・競争力強化に関する事業を行い、地域の魅力やポテンシャルを最大限発揮し、全国に「滝沢FAN」ができるよう市職員とともに取り組んでいただきます。

3 応募要件

次に示す要件を全て満たしていること。

- (1) 隊員の委嘱を受ける前において、別表第1左欄に掲げる都市地域等の区域に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者であって、隊員の委嘱を受けた後において、直ちに別表第1右欄に掲げる本市の居住地域に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことが可能なものであること。ただし、市以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊員として委嘱を受け、又は任用され2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解嘱された日から1年以内に委嘱されるものについては、この限りでない。
- (2) 心身ともに健康で、意欲があり、地域協力活動に積極的に参加できる者であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- (4) 普通自動車免許（AT限定可）を所持又は取得予定有の者であること。

別表第1

都市地域等の区域	本市の居住地域
三大都市圏内の市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19項第1項の指定都市を除く。）の条件不利区域以外の地域	全地域

※備考

- 1 三大都市圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。
- 2 条件不利地域とは、次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
 - (1) 過疎地域自立促進特別措置（平成12年法律第15号）第2条第1項並びに第33条第1項及び2項に規定する過疎地域
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実

施地域

- (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

4 募集人数

- (1) IT新価値創造隊 1名
- (2) 滝沢魅力発見隊 2名

5 採用形態及び任期等

- (1) 採用形態

滝沢市地域おこし協力隊員として、市長が、非常勤特別職（地方公務員法第3条第3項第3号）として委嘱します。

- (2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

6 活動時間及び日数等

1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、勤務日数は週4日とします。

7 報酬及び健康保険等

- (1) 報酬

滝沢市の非常勤特別職として報酬（月額180,000円）を支給します。

- (2) 健康保険等

社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険等に参加していただきます。

- (3) 住居

定住に係る住居については、市において準備し予算の範囲内で貸借等を行うことを検討中です。

- (4) 活動経費

その他活動に要する経費については、滝沢市地域おこし協力隊員活動予算から予算の範囲内で市が支出します。

8 応募方法等

平成31年2月27日（水）より、滝沢市地域おこし協力隊員募集案内ホームページ（<https://takizawa-kyouryokutai.jp>）に、応募に関する情報やエントリー用紙を掲載します。必要に応じて書類をダウンロードし応募してください。

- (1) 応募方法等

ア 提出書類

エントリー用紙に必要事項を記入し、住民票（現在の居住状況の確認のため）を添付の上、期日までに滝沢市企業振興課に提出して頂きます。

イ 申込み期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月11日（月）（必着）

ウ 提出先

郵便番号 〒020-0692

岩手県滝沢市中鵜飼55

滝沢市経済産業部企業振興課 地域おこし協力隊員募集担当 宛

(2) 審査方法及び結果通知

ア 書面審査

提出されたエントリー用紙等を踏まえ、申し込み締め切り後、応募要件に合致するか否かを審査します。なお、審査結果については、応募者に書面で必ず通知します。

イ 面接審査

「ア 書面審査」の通過者に対して、3月18日、19日のどちらかの日程で面接審査を行います。なお、面接審査の日については、書面審査結果の通知と併せて行います。

9 募集スケジュール

- ・平成31年2月27日 募集及び書類選考開始
- ・平成31年3月11日 募集締切
- ・平成31年3月18日 面接審査予定日
- 19日 面接審査予定日
- ・平成31年3月21日 面接結果通知
- ・平成31年4月 1日 （予定）滝沢市地域おこし協力隊員任命式、活動開始

10 注意事項

- (1) 書類審査および面接審査に係る経費については、応募者の負担とします。
- (2) 「7 報酬及び健康保険等」、「9 募集スケジュール」については、本市の平成31年度当初予算の議決により変更する場合があります。

11 問い合わせ先

滝沢市 経済産業部 地域おこし協力隊員募集担当 宛

〒020-0692 滝沢市中鵜飼55

電話 019-656-6536

FAX 019-684-5479

メール kigyo@city.takizawa.iwate.jp